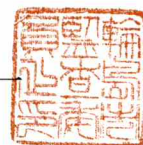


輪島市監査公表第11号

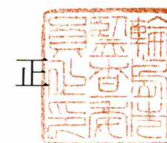
地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第14条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和3年3月3日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



## 定期監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、輪島市監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項及び同基準第14条の規定により報告します。

### 1 監査の種類

#### ア 財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

#### イ 行政監査

行政事務の執行

### 2 監査実施日及び監査対象

令和2年11月25日（水）

市立輪島病院、上下水道局

### 3 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

### 4 監査の実施内容

令和2年度の事務事業（令和元年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。

また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果

監査した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。監査対象に対しては、次のとおり見直しや検討等を要するものとして意見、改善や是正の措置等の必要なものとして指摘事項とするので、適切な措置を講じていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

### 【市立輪島病院】

#### (1) 意見

ア 委託業務の大半が随意契約されているが、随意契約はその目的や内容が競争入札に適さないものの例外的方法であり、公正性、透明性、競争性、経済性などの問題が伴うことから、随意契約理由の再点検を行い適正な運用に努めていただきたい。

イ 高額医療機器は、購入時に医療機器等購入検討委員会で費用対効果の検討を行っているが、導入後の費用対効果の検証に関しても行っていただきたい。

ウ 多様な未収金回収対策を行っているが、未収金を発生させないことが大切であるので、防止対策についても取り組んでいただきたい。

#### (2) 指摘事項

なし

### 【上下水道局】

#### (1) 意見

ア 工事の完成から2箇月経過しているにもかかわらず工事費が支出されていない事例がみられるが、支出の遅れは受注者の負担となることから、適正な時期での支出に努めていただきたい。

イ ポンプ場設計業務の受注者の意向により別途土質調査を発注しているが、必要不可欠な業務内容であるかを十分検討確認を行った上で行って

いただきたい。

- ウ 水道遠隔検針用量水器無線通信端末取付業務を単価契約しているが、計画数量で総価契約可能であることから、適正な事務処理に努めていただきたい。
- エ 決裁前の支払伝票の支払印欄に日付が印刷されているが、支払日は決裁後に支払印の押印により記すこととしていただきたい。

(2) 指摘事項

な し